

議案第11号

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市営住宅条例の一部を改正する条例

西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第 133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通市営住宅の入居者資格)            第7条 (略)            (1) (略)            (2) (略)            ア～キ (略)            ク (略)            (7) (略)            (4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2 (配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの            (3)～(6) (略)            2 (略)</p>	<p>(普通市営住宅の入居者資格)            第7条 (略)            (1) (略)            (2) (略)            ア～キ (略)            ク (略)            (7) (略)            (4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項 (配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの            (3)～(6) (略)            2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。